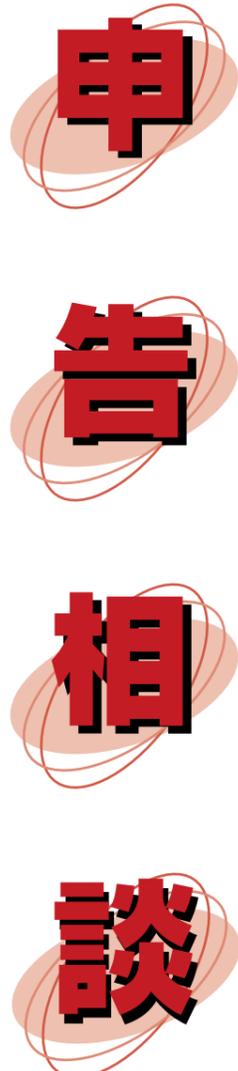


申告前に書類の確認を！

- ◆申告相談を受けられる方は、次の書類を必ずご持参ください。(□欄を使って確認してください。)
- ◆税務署から確定申告書を送られた方はご持参ください。

持参するもの	
<p>■すべての方</p> <p>◆控除関係(20年1月～12月に支払った金額が対象になります)</p> <p><input type="checkbox"/>生命保険料控除証明書</p> <p><input type="checkbox"/>国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、建設国保等の領収書</p> <p><input type="checkbox"/>国民年金、農業者年金等の掛金領収書</p> <p><input type="checkbox"/>医療費の領収書(通院交通費の領収書も)、補てん保険金等明細 ※医療費は必ず計算して来てください</p> <p><input type="checkbox"/>障害者手帳(要介護認定者で手帳がない場合は福</p>	<p>祉事務所発行の認定書)</p> <p><input type="checkbox"/>地震保険料控除証明書(地震保険、火災保険(旧長期)、建物共済など)</p> <p><input type="checkbox"/>火災、雪害、盗難等で損害を受けたときは損失額明細、補てん保険金等明細</p> <p><input type="checkbox"/>特定寄附金の受領証</p> <p>◆その他</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑(シャチハタ不可)</p> <p><input type="checkbox"/>預金口座番号(申告者本人名義、所得税還付の場合に必要です)</p>
<p>■事業所得の方</p> <p>◆営業等所得者・不動産所得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入金と必要経費の帳簿や証明書など ・受取小作料は不動産所得になります <p><input type="checkbox"/>収支内訳書 <input type="checkbox"/>売上帳、現金出納帳 <input type="checkbox"/>売掛帳、買</p> <p>◆農業所得者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支計算ノート、農協の購買品明細と通帳、集落営農組合決算書類など <input type="checkbox"/>収支内訳書 <input type="checkbox"/>販売金額がわかる書類(特に農協以外に販売した分の出荷証明書等) <input type="checkbox"/>家事消費(飯米、贈答米、自給野菜等) <input type="checkbox"/>米政策等の収入、支出の 	<p>掛帳 <input type="checkbox"/>家事消費、事業用消費の整理帳 <input type="checkbox"/>仕入帳、棚卸帳 <input type="checkbox"/>経費帳(科目毎の整理⇒租税公課、荷造運賃、水道光熱費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃、減価償却費等) <input type="checkbox"/>減価償却資産の購入契約書及び領収書 ※新規開業の方は事前にご相談ください</p> <p>わかるもの <input type="checkbox"/>農作業受委託の受取(支払)先と金額</p> <p><input type="checkbox"/>支払小作料、雇人費の支払先と金額 <input type="checkbox"/>肥料費、農薬費、諸材料費、修繕費等の領収書(特に農協以外から購入の分) <input type="checkbox"/>農機具等購入契約書と領収書 <input type="checkbox"/>農業共済掛金の領収書 <input type="checkbox"/>土地改良費・水利費の領収書 <input type="checkbox"/>その他収入、支出状況がわかるもの</p>
<p>■給与所得の方</p> <p><input type="checkbox"/>給与、報酬、賃金の源泉徴収票</p> <p>中途退職、出稼等で年末調整されていない場合、多くは申告により所得税(源泉徴収税額)が還付されま</p>	<p>す。支払先から必ず源泉徴収票を取り寄せてください</p> <p><input type="checkbox"/>年間の稼働日数明細書</p> <p>短期間の日給等で源泉徴収票が交付されない場合(源泉徴収税額がない場合に限り)は、月別、仕事先別の給与明細書等を提示してください</p>
<p>■年金等の所得の方</p> <p><input type="checkbox"/>公的年金等の源泉徴収票</p> <p>公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金等)については、源泉徴収票を提</p>	<p>示してください</p> <p><input type="checkbox"/>非課税年金の支払通知書</p> <p>非課税年金(障害年金、遺族年金、遺族恩給等)については、国民健康保険税等の軽減判定のために必要です。支払通知書を提示してください</p>
<p>■譲渡所得の方</p> <p>土地、建物等の高額譲渡(5千万円以下の収用譲渡を除く)のある方は、税務署へ申告してください</p>	<p><input type="checkbox"/>譲渡した物件に係る売買契約書 <input type="checkbox"/>取得費用及び譲渡費用(仲介手数料、測量費など)の領収書 <input type="checkbox"/>収用の場合は買取り等の証明書 <input type="checkbox"/>交換の場合は契約書(または覚書)</p>
<p>■その他</p> <p>◆一時所得(保険満期金等)・配当所得・退職所得がある方 → <input type="checkbox"/>支払調書等支払額がわかるもの</p> <p>◆雑所得(生命保険契約等に基づく年金、シルバー人</p>	<p>材センター分配金等)がある方 → <input type="checkbox"/>支払調書等支払額がわかるもの</p> <p>◆山林所得(伐採したり、立木のままで譲渡したことによる所得)がある方 → <input type="checkbox"/>収入金額及び伐採・譲渡に要した費用がわかるもの</p>

申告日程 2月3日～3月16日 (北秋田市)



平成20年分の市・県民税(国民健康保険税・後期高齢者医療保険)の申告相談が始まります。

地区ごとに日程を指定していますので、日程表で確認のうえ指定会場で申告してください。都合がつかない場合には変更できますが、資料準備のため希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

なお、今回から会場を一部変更していますので、お間違えのないようお願いいたします。また、申告会場は大変混み合うため、やむを得ず人数制限する場合があります。申告相談を円滑に行うため、ご理解とご協力をお願いします。

■申告しなければならぬ方

平成21年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、平成20年1月1日から12月31日までの間に所得があった方が対象です。

また、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方は、所得がない、あるいは障害者年金や遺族年金、雇用保険などの非課税所得のみの場合でも、申告しないと軽減を受けることができないため必ず申告が必要です。

■申告する必要のない方

①税務署へ所得税の確定申告書を提出される方

②給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整をすませている方

(医療費控除等を受ける方や退職等により年末調整を終えていない方は申告が必要です。)

■農業の申告をされる方へ

農業所得は、他の事業所得と同じくすべて収支計算による申告をしなければなりません。自分で計算できない方は、事前に農協の指

導を受けて収支内訳書を作成し、収支の内容がわかる書類(収支計算ノートなど)をご持参ください。

○対象者
平成11年1月1日から18年12月31日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額があった方が対象です。

■住宅借入金等特別控除

平成20年中に一定の居住用家屋の新築、購入、増改築等により特別控除を受けようとする方は、次の書類をご持参ください。

- ▽登記事項証明書
- ▽工事請負契約書又は売買契約書
- ▽住民票
- ▽住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住民税からの控除の適用を受けるには、毎年申告書を提出する必要があります。該当者には2月中旬頃に個別通知しますが、通知がない場合にはお問い合わせください。

■申告についてのご相談先

- ▽税務課 ☎62-11116
- ▽合川支所 ☎78-2100
- ▽森吉支所 ☎72-31111
- ▽阿仁支所 ☎82-21111

平成20年分の所得税の確定申告の際は

e-Tax イー タックス が便利でおトクです!!

- 国税庁ホームページから簡単申告(www.nta.go.jp)
- 最高5000円の税額控除
- 添付書類が提出不要
- 還付金がスピーディ

大館税務署 ☎0186-42-0671